

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会開催要綱

1 趣旨

少子高齢化が進展する中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立したいという希望がかない、安心して働き続けることができる環境を整備することは重要な課題である。

これまで制度の利用状況や労働者のニーズ等を踏まえ、仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しが行われてきたところ、平成 28 年及び平成 29 年の育児・介護休業法の改正については、施行後 5 年が経過し、改正法の附則に基づき施行状況について検討を加える必要がある。

また、「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和 4 年 12 月 16 日）においては、子育て期の長時間労働の是正及び労働者のニーズや個々の職場の状況等に応じた柔軟な働き方を可能とする仕組みについて検討すべき旨報告がなされている。

これらを踏まえ、仕事と育児・介護の両立支援制度等について、現状の分析や論点整理を行い、今後の在り方の検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 現行の仕事と育児・介護の両立支援制度の現状及び課題
- (2) 仕事と育児・介護の両立に係るニーズ
- (3) 今後の仕事と育児・介護の両立支援制度・次世代育成支援対策の在り方
- (4) その他

3 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省雇用環境・均等局長が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 本研究会は、必要に応じ、(1) の参集者以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 本研究会は原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課において行う。